

公表日 平成30年3月30日

入札情報

H29 - 公募型指名競争入札

次により、公募型指名競争入札を行いますので、指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書を4月5日(木)正午までに提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する工事	ことでん新駅（三条～太田駅間）駅舎整備工事
2 工事の施工場所	高松市太田下町 地内
3 工事の種類	駅舎新築工事
4 工事概要	建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、昇降機設備工事一式、土木工事一式
5 履行期間	契約締結日から平成32年3月15日まで
6 予定価格	¥ 1,100,000,000- (税抜) ¥ 1,188,000,000- (税込)
7 工事の保証期間	完了の日から向2年間
8 入札保証金	要しない
9 契約保証金	要する
10 支払条件	(1) 前金払 有り (2) 部分払 有り (3) 完了払 有り

1.1 入札参加条件	<p>(1) 申請日現在、入札参加資格審査申請書が当社に提出されている企業であること。</p> <p>※ ただし、本申請と同時に入札参加資格申請書が提出され、審査の結果、当社がその資格を満たしていると判断した場合は、入札参加を認めるものとする。</p> <p>(2) 過去に全国の鉄道施設工事の施工実績を有すること。</p>
1.2 入札参加申請	<p>入札参加を希望する者は、参加申請書をFAX又は持参すること。</p> <p>申請受付FAX番号 087-863-0152</p> <p>※ FAX送信後、送信した旨の連絡を1.3参加申請書提出期間中の当社の執務時間中（午前8時30分から午後5時20分まで）に電話連絡すること。</p> <p>電話番号 087-863-7772</p>
1.3 参加申請書提出期間	<p>平成30年3月30日（金）から同年4月5日（木）正午必着</p>
1.4 指名（非指名）通知	<p>(1) 入札参加資格の有無について、平成30年4月6日（金）までにFAXで送信する。</p> <p>(2) 指名した者には入札通知書を送信し、指名しなかった者にはその理由を送信する。</p>
1.5 現場説明	<p>実施しない。なお、設計図書については電子データーを当社にて手交する。</p>
1.6 質問及び回答	<p>(1) 本工事の内容に質問がある場合は、平成30年4月10日（火）午後5時までに質問書をFAXで送信すること。</p> <p>質問受付FAX番号 087-863-0152</p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。 なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。</p> <p>ア 閲覧期間 平成30年4月11日（水）から 同月19日（木）まで</p> <p>イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで (閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始)</p> <p>ウ 閲覧場所 高松琴平電気鉄道株式会社 技術部</p>

17 入札及び開札	場所	平成30年4月19日（木）午前10時00分
	日時	高松琴平電気鉄道株式会社 本社 1階 東会議室
18 開札立会人		全ての入札参加者が立会いのもと、開札する。
19 再度入札		無
20 その他		(1) 実施単価、市場単価及び見積単価については、平成29年10月時点の単価を基に積算を行っている。 (2) 本工事は、単品スライド及びインフレ・デフレスライドの適用対象工事とする。
21 問い合わせ先		高松琴平電気鉄道株式会社 電話番号 087-863-7772 FAX番号 087-863-0152 E-mail <a href="mailto:m-shirai@kotoden.co.jp">m-shirai@kotoden.co.jp</a>

#### 【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。  
この場合には、当社は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 正当な理由なく、当社社員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (5) 当社は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、当社は、その責めを負わない。

#### 【不当要求行為排除について】

当社では、受注者（当社との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、当社への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、当社が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

## 【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、

(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。  
支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) 上記（1）から（6）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

## 【積算単価の適用について】

実施単価、市場単価及び見積単価については、平成29年10月時点の単価を基に積算を行っております。

## 【特記事項】

本工事においては、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について、「ことでん新駅（三条～太田駅間）駅舎整備工事における賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更について」を適用する。

ことでん新駅（三条～太田駅間）駅舎整備工事における  
賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更について

1. 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。
2. 予測することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。

※詳細については、別紙「各運用」によるものとする。

ことでん新駅（三条～太田駅間）駅舎整備工事における  
単品スライド条項の運用について

単品スライド条項の運用については、下記のとおりとする。

記

1. 主要な工事材料

- (1) 「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times 108 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_n \times D_n \} \times k \times 108 / 100$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の主要工事材料の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の主要工事材料の金額

$p$ ：設計時点における主要工事材料に該当する各材料の単価

$p'$ ：3. の規定に基づき算定した価格変動後における主要工事材料に該当する各材料の単価

$D$ ：4. の規定に基づき算定した主要工事材料に該当する各材料の対象数量

$k$ ：請負歩率

- (2) (1) に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = \text{変動額} - P \times 1 / 100$$

$S$ ：スライド額

$P$ ：1. に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が1. (1) の $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、1. (1) の規定にかかわらず、 $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、変動額及びスライド額を算定する。

(3) (2) の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価( $p'$ )は、次に定めるとおりとする。

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

(2) 対象材料の搬入の月及び数量は、工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入の月及び数量とする。

### 4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（宮繕工事にあっては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量

(2) 請負代金の部分払いをした工事にあっては、(1) に規定する数量から、部分払いの対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

### 5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

- (2) 受注者が（1）の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について  
（1）に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対  
象とはしないものとする。

## 6. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月以  
上ある場合に限り、これを行うことができるとしている。また、部分払がある場合の請求  
については、部分払箇所の工事完了日から起算し、工期が2ヶ月以上ある場合に限る。

なお、当該請求に係る変動後の工事請負代金額に係る予算上の措置等が、特に日数を要  
すると発注者が認める場合にあっては、発注者においてその請求期限を定めることができる  
る。

- (2) スライド額に係る契約変更は、部分竣工及び精算変更の時点で行うことができる。

## 7. その他

特に定めのないものについては、別途協議によるものとする。

## ことでん新駅（三条～太田駅間）駅舎整備工事における インフレスライド・デフレスライド条項の適用について

インフレスライド・デフレスライド条項の適用については、次のとおりとする。

### 1. 適用対象工事

- (1) 残工期が2. (2) に定める基準日から2か月以上であること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事であるか否かの確認時期は、賃金水準の変更がなされた時（賃金水準の変更が入札公告又は指名（見積）通知から契約締結までの間になされたものにあっては、契約を締結した時）とする。

### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。

#### (2) 基準日

スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価変動後単価の基準とし、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

#### (3) 残工期

基準日以降の工事期間とする。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) インフレスライド額（増額）の算出は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表す。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$ ：請負比率、 $Z$ ：積算額)

(3) デフレスライド額（減額）の算出は、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表す。

$S_{\text{減}}$ ： 減額スライド額

$P_1$ ： 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ： 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$ ：請負比率、 $Z$ ：積算額)

(4) インフレスライド及びデフレスライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## 5. 残工事量の算定・出来形確認

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、受注者から提出された図面及び数量計算書等に基づき実施する。なお、このスライドに関する出来形確認は監督員が行う。

(2) 基準日までに変更契約を行っていない場合でも、書面により指示等が行われている設計量についてはスライドの対象とすることができます。（基準日以降の残工事量が対象数量となる。）

(3) 現場搬入材料について、材料確認を実施するなど、発注者が認定したものについては出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等。（架設用クレーン、仮設鋼材など）
- ・契約書により工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料。
- ・その他、材料確認等を必要としない現場搬入材料等。

(4) 設計数量に基づく出来形数量が把握できない工種についても、受注者側から提出された出来形の構成比率等を基に、出来形数量を算出することができる。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合においては出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合においては出来形部分に含めないものとする。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、部分竣工及び精算変更の時点で行うことができる。

## 8. その他

特に定めのないものについては、別途協議による

## 公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

高松琴平電気鉄道株式会社  
代表取締役社長 真鍋 康正 殿

住 所  
(法人にあっては、所在地)  
商号又は名称

代 表 者 氏 名  
名称等が読み取れるように押印してください。

印

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

次の公募型指名競争入札に参加したいので、入札参加申請書を提出します。

記

件 名	ことでん新駅(三条～太田駅間)駅舎整備工事
-----	-----------------------